

令和8年度第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月24日（月） 午前11時33分～午後0時15分

場所 あわぎんホール5F 小ホール （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

（1）段野会長より、本日まで本審に加えて専門部会を4回開催し、労使委員の主張に歩み寄りがあったものの全会一致には至らず、先ほどの第4回専門部会で公益代表委員の見解を提示、採決により専門部会報告を取りまとめた旨の説明が行われた。

（2）続いて、段野会長より、徳島県最低賃金は現行の1,046円から57円引上げ、「1時間1,103円に改定され、発効日は令和8年11月1日とする旨の専門部会報告（別紙1）、付帯決議は今日までの公労使委員の意見を踏まえている旨説明が行われた上で、公益代表委員の見解の説明が行われた。

（3）続いて、本専門部会報告の内容で答申することの可否について採決が行われ、賛成多数（賛成8・反対5。賛成は会長を除く公益3・使側5、反対は労側5）により、同内容にて会長から労働局長へ答申が行われた。

（4）答申を受けた労働局長より挨拶が行われた（大要、本年度も過去2番目に大きな目安額が示され、また中東情勢や中央最低賃金審議会からの要請もあった難しい状況の中で、公労使の皆様が最低賃金法が定める3要素また徳島県の立ち位置を踏まえた真摯な審議（本審5回・専門部会4回）を尽くしていただいたことへの謝意）。

続いて、異議申立てに関する審議については、本年9月9日（水）午前10時より「あわぎんホール4階大会議室」で開催されることが委員間で確認された。

（5）今回の答申に関して、委員より以下の意見が述べられた。

労側委員

- 専門部会委員の皆様へ感謝。使側委員のお話も聴きながら、全会一致を目指して議論してきたが、金額の面で折り合わなかった。（公益見解は）目安が過去2番目という中+1円としていただいたことに深謝。発効日は法定発効にならず残念。来年に向けて、徳島で働く労働者、生活者の方々のためにも真摯な議論を続け、汗をかいていきたい。引き続きよろしくお願いしたい。
- 専門部会の議論を傍聴する中で、昨年、中位の考え方を継承すると回答いただいた中で、公益見解の中で記載はいただいているが、全国的な部分の話かと思っており、徳島の中での中位の考え方をお伝えいただきたかったと残念に思う。が、目安+1円としていただいたことには感謝。

使側委員

- 委員の皆様へ感謝、今年は非常に厳しい審議だった。最賃法は全ての事業者・労働者に適用され、違反には罰則があることから全会一致が望ましいと考えているが、折り合わなかった。公益見解は、考え方で合致する部分も多く、評価したい。
- 最低賃金の大幅な引上げが続く中、事業者の使命とは何か考えさせられた。経営そのものを強化しないと、継続的に賃上げできる環境を整えることができない。未来も見据えてしっかり工夫しながら経営していかなければならないと改めて感じた。
発効日については、本日（行った議論）を含めて主張してきた。賃上げ原資の確保は元より、最賃の改定に伴う賃金テーブルの改定を含む給与規程の見直し、各種助成金の申請準備、就業調整への対応など、準備期間の確保が本当に必要。（公益見解は）現場の実態をご理解いただき11月1日発効としていただいたものと思う、感謝したい。
- 本日も審議を尽くしたが、全会一致とならず残念だが、今度は行政にはスピード感をもって、小規模事業者に対し助成金等の申請が円滑にいくよう頑張っていたきたい。
- （専門部会委員の皆様、）長期間お疲れ様でした、本当に審議が尽くされていると肌で感じた。今年は中東情勢による影響の中で賃金が上がる難しさを感じつつ、従業員にいい生活環境を提供していかなければならないことも痛感しつつ、使用者側も頑張っていたいが、国や県も助成や商談会など色々な方向で支援いただきたい。
- 専門部会の皆様、本当にお疲れ様でした。また各委員の皆様、お疲れ様でした。（公益見解は）57円、（目安の）56円も非常に厳しいと主張してきたが、+1円は公益の皆様

様の御判断であり致し方ない。特に過疎地域の零細企業には賃金アップは苦しく、お店や企業がどんどんなくなっている実情がある（また、社会保険料もあり生活が楽になる実感は労働者も感じられていないのが実情ではないかという旨）。国や県も様々な側面から支援いただきたいし、経営者側も今後も努めていかなければいけないと感じた。

（６）最後に、事務局より以下の説明がなされた。

- 次回は本年８月２７日（木）、午後２時から特定最低賃金の合同専門部会を、同日午後３時から第６回本審をいずれもあわぎんホール会議室３・４で開催したい。
- 報道機関の皆様へ補足とお願いとして、今の説明のとおり早速２７日（木）に特定賃金の審議が控えており、事務局が取材のご希望等に必ずしも十分対応できない場合もあるかもしれない。２８日（金）に定例会見があるのでその場でお尋ねいただくことも可能。公益見解は、公益代表委員が労使双方の主張を丁寧に聴いて、それぞれの主張をできる限り盛り込むため、全体としては難解な文書になることが多い。そうしたことを含め、お求めがあれば定例会見の際にも対応させていただきたい。

４ 次回開催

令和８年８月２７日（木）、午後２時から特定最低賃金合同専門部会

令和８年８月２７日（木）、午後３時から第６回本審

場所はいずれも「あわぎんホール４階、会議室３・４」

以上